

地域医療支援病院承認のご案内

当院は、令和2年11月12日付けで、医療法に基づく「地域医療支援病院」の承認を受けました。それにより令和2年12月1日より運用を開始します。

「地域医療支援病院」は、かかりつけ医を支援し、ご紹介いただいた患者さんに対する適切な医療を提供します。また地域医療を担うかかりつけ医・歯科医等への逆紹介、施設や診療設備、医療機器の共同利用の実施など、患者さんがお住まいの地域で医療等が受けられるように支援をする病院です。

※ 県知事が承認するもので、医療法第4条第1項に定められています。

地域医療支援病院の役割

- ・ 紹介患者に対する医療の提供を行います
- ・ 急性期治療を当院で実施し、症状が安定された患者さんを地域のかかりつけ医にご紹介し、患者の紹介・逆紹介を通して地域医療を推進します
- ・ 登録医の先生方は医療機器などの共同利用を行うことができます
- ・ 二次救急拠点病院として救急医療を提供し、スムーズな治療・手術等の医療を行います
- ・ 地域の医療の質向上の為、医療従事者に対する研修を実施します

紹介患者の受け入れ

初診において、地域の医療機関からの紹介制を推進しております。かかりつけ医からの FAX 予約もご利用ください。

当院は、国の政策として、病院の機能分化を推進しており、診療報酬上、初診時に紹介状がない場合、または当院がかかりつけ医等へ逆紹介を申し出ても当院の受診を継続される患者さん(再診時)には、選定療養費として以下の定額負担をいただきます。

- ・ 初診時紹介状がない場合・・・7,700 円(税込)
- ・ 受診継続希望再診の場合・・・3,300 円(税込)

医療機器の共同利用の実施

当院の高度医療機器の検査においては、CT、MRI、超音波検査、胃・大腸内視鏡検査、胃透視検査、ホルター検査等を地域の先生方に利用していただいております。

医療機関登録(登録医)について

検査のご利用のみならず、医療従事者の研究または研修を目的とした共同利用の場を提供し、かかりつけ医・歯科医等との連携の推進および地域の医療従事者の資質の向上を図ることを目的としています。事前に登録医として医療機関登録をしてください。

- 高度医療機器の共同利用
(高度医療機器の共同利用として検査のご利用ができます)
- 開放病床
(登録医の医師が紹介患者の入院治療を共同して行うことができます)
- 研修会等の参加
(地域の医療従事者は当院の研修会等に参加することができます)
- 図書室の利用など
(当院の施設を利用することができます)

登録医・共同利用等の申請方法

国際親善総合病院 地域医療連携室へご連絡ください。

電話： 045-813-0221(代表)

FAX： 045-813-7448(直通)

平日： 8:30～17:00